

さいたま市犯罪被害者等 支援条例が施行になります!!

令和3年
4月1日(木)
施行



犯罪被害者等が直面する問題

多く人は、犯罪被害について「自分には無関係」「自分には起きるはずがない」などと考えてしまいがちです。しかし、**ある日突然、犯罪や事故に巻き込まれ、命を奪われたり負傷してしまうことが、誰にでも起こりうるのです。**

犯罪にあつと、心身や財産等への被害に加え、捜査や裁判等、司法上の手続きのほか次のような事態も生じてきます。

心身の不調

- 何も考えられない
- 感情や感覚のマヒ
- 恐怖、怒り、自分を責める気持ち
- 不眠、食欲不振、頭痛、めまい
- フラッシュバック



影響



周囲の言動による傷つき

- 近所の人や友人からの理解のない言動
- 相談機関等での事務的な対応や説明不足
- 配慮に欠けるマスコミ取材、報道

生活上の問題

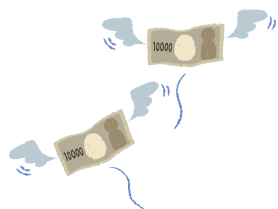
- 通院や裁判などによる欠勤に職場の理解がなく、仕事を続けられない
- 医療費や弁護士費用等の多額の出費
- 自宅が事件現場、再被害の恐れなどによる転居
- 家族内のいさかい

加害者からの更なる被害

- 報復されることへの不安
- 加害者の謝罪や反省がない
- 裁判における加害者の責任逃れや事実を反する発言

捜査・裁判に伴う様々な問題

- 負担・事件について何度も説明しなければならない
- 慣れない法廷への出廷
- 民事裁判に費やす時間、費用



負担軽減のために

平成30年4月1日から「さいたま市犯罪被害者等支援要綱」に基づき、相談、支援を実施してまいりましたが、更なる支援の拡充のために、「さいたま市犯罪被害者等支援条例」を制定し、**条例に基づく支援**を実施します。



条例に基づく支援



日常生活支援

日常生活の安定のため、家事、育児等の支援を要する場合に、適切な福祉保健サービスが提供されるように支援します。



心理的外傷からの回復に向けた支援

心理的外傷を受けた方々が早期に回復できるように支援します。



居住支援

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になった方へ、必要な支援をします。



経済的負担の軽減

犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金の助成等、必要な支援を実施します。



雇用の安定のための施策

雇用の安定のため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の皆様のご理解が深められるように必要な施策を行います。

一人で悩まず、ご相談ください。

また、周りに犯罪被害に遭い、お悩みの方がいらっしゃいましたら「さいたま市犯罪被害者等相談専用ダイヤル」をご案内ください。

さいたま市犯罪被害者等相談専用ダイヤル



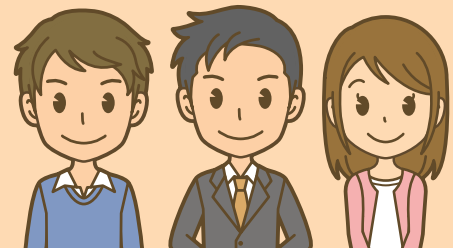
TEL ▶ 048-829-1213

◀受付時間▶ 8:30~17:15
(月~金 ※祝日・年末年始を除く。)

メールからのご相談もお受けしています。

Mail ▶ sogoteki-taiomadoguchi@city.saitama.lg.jp

市民の皆様のご理解、ご協力を
よろしくお願いいたします。



問い合わせ先

さいたま市 市民局 市民生活部 市民生活安全課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL ▶ 048-829-1219

FAX ▶ 048-829-1969

Mail ▶ shimin-seikatsu-azen@city.saitama.lg.jp

